

## 【1】律蔵の体系

### はじめに

本稿の冒頭の「緒言」に記したように、筆者は律蔵は体系的に編集された法典というべきもので、ここに収められたすべての条文はこの体系をベースにして有機的に関連しあっており、またこれらの条文はサンガの形成と発展とともに拡充され、整備されていったと考えるので、本稿はサンガの形成と発展をそのまま反映する各種の具足戒法の制定過程を追いながら、法体系そのものの形成時期と、数ある条文の中でもその基本的な規定である4つの波羅夷罪の制定年次などを考察してみようとするのである。

そこで本章では、律蔵がいかにか体系的であって、1つ1つの条文がいかにか密接に関連しあっているかということ論証してみたい。その方法として、第1には律蔵がいかにか体系的であるかということ総論的に論じ、第2には律蔵の組織は大きく分けると「波羅提木叉（経分別）」と「犍度部」に分かれるが、律蔵自身がいうように「波羅提木叉」の1つ1つの条文は随犯随制されたけれども、その底に「犍度部」が有機的に関連していなければならないということ論じることとした。

なお「律蔵」には『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』という広律とよばれるものがパ・漢あわせて6種類伝えられているが、ここではいたずらに煩雑になることを怖れるので『パーリ律』のみを用いることとした。なお波羅提木叉については各「律蔵」とも用語の相違はありこそすれ組織そのものには変わりはないが、犍度部については若干の相違があるので、各「律蔵」の内容の対照表を作っておく。ただし『僧祇律』はまったく組織が異なるのでここには取りあげない。なお『パーリ律』の用語の訳語については「南伝大蔵経」に基づいた。また『四分律』などの漢訳の番号は筆者が説述されている順序にしたがって便宜的に付したものである。なお『根本有部律』はここでは広律扱いにしているが、実際には集大成したものではなく主題別に独立させて編集されており、しかもすべてが漢訳されて残っているわけではない。そこでここでは漢訳が存在するもののみを扱った<sup>(1)</sup>。

『パーリ律』	『四分律』	『五分律』	『十誦律』	『根本有部律』
小品				
第1大犍度	01 受戒犍度	01 受戒法	01 受具足戒法	出家事
2 布薩犍度	02 説戒犍度	02 布薩法	02 布薩法	
3 入雨安居犍度	03 安居犍度	03 安居法	04 安居法	安居事
4 自恣犍度	04 自恣犍度	04 自恣法	03 自恣法	随意事
5 皮革犍度	05 皮革犍度	06 皮革法	05 皮革法	皮革事

【1】律蔵の体系

6 菜犍度	07 菜犍度	07 菜法 08 食法	06 医薬法	菜事
7 迦絺那衣犍度	08 迦絺那衣犍度	09 迦絺那衣法	08 迦絺那衣法	羯恥那衣事
8 衣犍度	06 衣犍度	05 衣法	07 衣法	
9 瞻波犍度	10 瞻波犍度	11 羯磨法	10 瞻波法	
10 拘睺弥犍度	09 拘睺弥犍度	11 羯磨法	09 俱舍弥法	
小品				
第1 羯磨犍度	11 呵責犍度	11 羯磨法	11 般荼盧伽法	
2 別住犍度	12 人犍度		12 僧残悔法	
3 集犍度	13 覆藏犍度	17 別住法	12 僧残悔法	
4 滅諍犍度	16 滅諍犍度	10 滅諍法	15 諍事法	
5 小事犍度	20 雜犍度	14 雜法	17 雜法	雜事
6 臥坐具犍度	19 房舎犍度	13 臥具法	14 臥具法	
7 破僧犍度	15 破僧犍度	12 破僧法	16 調達事	破僧事
8 儀法犍度	18 法犍度	15 威儀法	17 雜法	
9 遮説戒犍度	14 遮犍度	16 遮布薩法	13 遮法	
10 比丘尼犍度	17 比丘尼犍度	19 比丘尼法	17 雜法	
11 五百犍度	21 集法比丘五百人	20 五百集法	五百比丘結集三藏法品	雜事・五百結集事
12 七百犍度	22 七百集法毘尼	21 七百集法	七百比丘集滅惡法品	雜事・七百結集事
		18 調伏法		

(1) チベット大藏経にはすべてが翻訳されているがここでは扱わない。少数ではあるが残されているサンスクリットについても同様である。

〔1〕 律蔵全体が随犯随制されたのではないこと

まず総論的なところから始めたい。前述したように律の諸規定は「随犯随制」されたとされており、その根拠は波羅夷罪第1条の制定因縁に見られる次のような記述と、波羅提木叉各条文の制定のたびに繰り返される「十利」と呼ばれる制定理由に求められるのであろうが、本項では、これは波羅提木叉の1つ1つの条文についていえることであって、法典たる律蔵全体についていえることではない、ということ論じる。

〔1-1〕 まず波羅夷罪第1条に記される波羅提木叉制定に至る因縁譚を検討する。それは釈尊がヴェーランジャーに雨安居された時（ただし『僧祇律』は舎衛城におられた時とする）のこととされている。『パーリ律』や『四分律』『五分律』『僧祇律』などは次のようにいう。この因縁譚そのものについては第【9】章「ヴェーランジャー（Verañjā）での雨安居と

波羅夷罪第1条の制定」において詳しく紹介するので、ここでは波羅提木叉制定に関する部分のみに限定する。すべて要約である。また注意されるべき用語あるいは文章は太字とした。

『パーリ律』‘波羅夷 001’ (Vinaya vol. III p.007) : **舍利弗**が夕方に独坐より出定して世尊のもとを訪れて、世尊に「どのような仏の梵行が久住するのか」と質問した。世尊は「ヴィパッシン (Vipassin)、シキン (Sikhin)、ヴェッサブー (Vessabhū) という過去仏の梵行は久住しなかったが (brahmacariyaṃ ciraṭṭhitikaṃ na ahosi)、カクサンダ (Kakusandha)、コーナーガマナ (Konāgamana)、カッサパ (Kassapa) という過去仏の梵行は久住した (brahmacariyaṃ ciraṭṭhitikaṃ ahosi)。前者は弟子のために学処を制定せず (appaññattaṃ sikkhāpadaṃ)、波羅提木叉を誦出しなかった (anuddiṭṭhaṃ pātimokkhaṃ) が、後者はそれをしたからである」と答えられた。

そこで舍利弗は梵行久住のために学処の制定と波羅提木叉の誦出を願い出たが、世尊は「舍利弗よ、待て。如来は自らその時を知る (tathāgato ’va tattha kālaṃ jānissati)。如来はサンガに未だ有漏法が生じない間は学処を制定せず、波羅提木叉を誦出しない。サンガがいまだ経験ある者によって最大とならないときはサンガに何らの有漏法も起こらないであろう (na tāva idh’ ekacce āsavaṭṭhāniyā dhammā saṃghe pātubhavanti yāva na saṃgho rattaññumahattaṃ patto hoti) (1)。しかしサンガに経験ある者が最大にならないときにはサンガに何らかの有漏法が起こるであろう (yato ca kho saṃgho rattaññumahattaṃ patto hoti, atha idh’ ekacce āsavaṭṭhāniyā dhammā saṃghe pātubhavanti)。サンガがいまだ広大にならない間は (yāva na saṃgho vepullamahattaṃ patto hoti patto hoti) ……。サンガがいまだ大いなる利養を得ない間は (yāva na saṃgho lābhaggamahattaṃ patto hoti) ……。サンガが未だ多聞大なるを得ない間は (yāva na saṃgho bāhusaccamahattaṃ patto hoti patto hoti) ……」と説かれた。

『四分律』「波羅夷 001」 (大正 22 p.569 上) : **舍利弗**が世尊のもとにやって来て、世尊に「どの等正覚者が梵行を修して仏法が久住し、どの等正覚者が梵行を修して仏法が久住しないのですか」と質問すると、世尊は「毘婆尸仏、式仏、拘留孫仏、迦葉仏の法は久住したが、随葉仏と拘那含牟尼仏の法は久住しなかった。その理由は、随葉仏などは弟子のために説法せず、人のために十二部経を説かず、結戒せず、説戒しなかったからである」と、過去仏の因縁譚を説かれた。

そこで舍利弗が法の久住のために結戒することを願い出ると、世尊は「しばらく止めよ。仏は自ら時を知る。今は結戒しない。比丘の中に~~有漏法を犯す者がいないからである~~。比丘は未だ利養を得ていない。もし比丘が利養を得れば有漏法が生じる。有漏法が生じれば世尊は比丘のために結戒する、もし比丘が名称を得、多聞多財業なれば有漏法を生じる。そのときに有漏法を断ずるために結戒する」と告げられた。

『五分律』「波羅夷 001」 (大正 22 p.001 中) : **舍利弗**が世尊のもとを訪れ、世尊に「過去仏のうちで、どの仏の梵行が久住せず、どの仏の梵行が久住したのですか」と質問した。世尊は「維衛仏と尸棄仏と随葉仏の梵行は久住せず、拘楼孫仏と拘那含牟尼仏と迦葉仏の梵行は久住した。前の三仏は弟子のために説法せず、結戒せず、波羅

提木叉を説かなかったからである。一方、後の三仏は弟子のために修多羅などの十二部経を説法し、結戒して、波羅提木叉を説いたので、仏や弟子の般涅槃後も梵行が滅しなかった」と答えられた。

そこで舍利弗が「広く法を説き、結戒し、波羅提木叉を説いてください」と願い出るが、世尊は「しばらく止めよ。私は自ら時を知る。この衆は清浄であり、未だ有漏法がない。この衆中には未だ多聞を恃む人がないから諸漏を生じない。未だ利養名称あらざるゆえに、未だ多欲人あらざるがゆえに、未だ神足を現じて天人のために知識せられることなきが故に諸漏を生じない」との理由で、許可されなかった。

『僧祇律』「波羅夷 001」（大正 22 p.227 中）：世尊は舍衛城におられた。その時舍利弗が、「何の因縁あって諸仏の滅度ののち法が久住せず、何の因縁あって諸仏の滅度ののち法が久住するのですか」と尋ねた。世尊は「九部経を説かず、戒を制定せず、波羅提木叉を説かない諸仏の法は久住せず、九部経を説き、戒を制定し、波羅提木叉を説く諸仏の法は久住する」と説かれた。

そこで舍利弗は、「九部経を説き、戒を制定し、波羅提木叉を説いてください」と願い出た。しかし世尊は、「如来は過患の因縁がないのに戒を制定し、波羅提木叉を説くことはない。舍利弗よ、当来に出家して心乱転倒を浄想において起し、三毒熾盛にして諸罪を犯すことがあろう。そのときには戒を制定し、波羅提木叉を説こう。止めなさい。如来は自ら時を知る」と説かれた。

なお『十誦律』は波羅夷罪第 1 条のところではこの因縁にふれないが<sup>(2)</sup>、『僧祇律』は「明雜誦跋渠法」においても、

世尊の成道五年には比丘僧は悉く清浄であった。これ以後漸漸に非をなすようになり、世尊は事に随って制戒を為し、波羅提木叉を立説された<sup>(3)</sup>。

としている。

ところで以上の因縁譚中に法が久住しなかった理由と久住した理由として語られる文章中で、何が説かれず、何が説かれたとされているかを抽出すると次のようになる。

『パーリ律』：学処 (sikkhāpada)、波羅提木叉 (pātimokkha)

『四分律』：説法、十二部経、結戒、説戒

『五分律』：説法 (十二部経)、結戒、波羅提木叉

『僧祇律』：九部経、戒、波羅提木叉

であり、直前に引用した『僧祇律』の文章の制戒、波羅提木叉がこれに相当することになる。

この中に含まれる説法、十二部経、九部経はぼんやりして何何をさすかわかりにくい<sup>(4)</sup>、その他の学処、結戒、説戒、戒、波羅提木叉はいうまでもなく波羅提木叉の条文をさし、韃度部に含まれる規定は意味しないと理解してよいであろう。

また『パーリ律』は、波羅夷罪の第 1 条以降衆学に至るまですべての条文が制定されるたびに、「十利のために学処を制定する (sikkhāpadaṃ paññāpessāmi dasa atthavase paṭicca)」といい、「このようにこの学処を誦すべし (evaṃ imaṃ sikkhāpadaṃ uddiseyyātha)」とするから、ここにいう学処 (sikkhāpada) は波羅提木叉の条文をいうこ

とは間違いがないし、「布薩羯度」では単刀直入に「私は比丘らのために学処を定めた。これをもって波羅提木叉として誦すことを許そう (paññattāni sikkhāpadāni tāni nesam pātimokkhuddesaṃ anujāneyyumaṃ)」<sup>(5)</sup>としている。このように「学処」を布薩の時に誦すようにまとめられたものが波羅提木叉なのである<sup>(6)</sup>。また『根本有部律』は各条を制定する時に十利を説いた後、「我今諸声聞弟子のために毘奈耶において其の学処を制す」<sup>(7)</sup>としている。

もちろん「結戒」も「説戒」も同様であって、漢訳律では『四分律』は「結戒し、十句義を集める」<sup>(8)</sup>とし、『五分律』<sup>(9)</sup>『十誦律』<sup>(10)</sup>ともに「十利を以ての故に諸比丘のために結戒せん」とするように、波羅提木叉の条文を制定することを「結戒」と呼ぶ。また『僧祇律』は「この十事利益をもって如来・応供・正遍知は諸弟子のために制戒し立てて波羅提木叉法を説かん」<sup>(11)</sup>としているから、これは「説戒」という表現につながるというよいであろう。

このように有漏法が生じた時に（随犯）、法が久住するように説かれた（随制）のは波羅提木叉の各条文であって、この波羅提木叉の各条文は、有漏法が起こることを予想して体系的に制定されたのではなく、有漏法が生ずるごとに「随犯随制」されたのである。

なお蛇足ながら、それぞれの「律蔵」がいう正法が久住しなかった過去仏と、久住した過去仏の名に多少の異なりがあるので対照させておく。ただしここではこの細部の検討には立ち入らない。表においては久住したとするものは○、久住しなかったとするものは×を記した。

仏名	パーリ律	四分律	五分律
Vipassin (毘婆尸仏、維衛仏)	×	○	×
Sikhin (式仏、尸棄仏)	×	○	×
Vessabhu (随葉仏)	×	×	×
Kakusandha (拘留孫仏、拘楼孫仏)	○	○	○
Konāgamana (拘那含牟尼仏、拘那迦含牟尼仏)	○	×	○
Kassapa (迦葉仏)	○	○	○

- (1) *Samantapāsādikā* (vol. I p.193) では、「経験ある者」について、「夜を知った者が多いというのが *rattaññumahattaṃ* であり、出家して久しい人がたくさんいるという意味である」などと解説している。
- (2) ヴェーランジャーの雨安居については、十誦律「波夜提 044」(大正 23 p.098 中)に記されている。
- (3) 大正 22 p.412 中
- (4) 九部経、十二部経は「経蔵」「律蔵」に集録されている仏説を抽象的、観念的に整理分類したものであって、ここでは結戒、波羅提木叉の誦出が主題となっているのであるから、「律蔵」中に含まれる結戒、波羅提木叉に相当するものを指すのであろう。ちなみに九部経、十二部経の第1は「経 (sutta)」であり、本文中に記したように『パーリ律』の組織のうちの1つである「経分別 (sutta-vibhaṅga)」の「経」はこれに関連するものと考えられる。拙稿「原始仏教経典の編集形態について—大乘仏教の九分、十二分教観」(『東洋学論叢

【1】律藏の体系

13=『東洋大学文学部紀要』第41集 昭和63年3月 東洋大学文学部) 参照

- (5) vol. I p.102
- (6) 平川彰『二百五十戒の研究 I』(春秋社 1993年2月) p.164においても、「250戒の一々の条文を学処 (sikkhāpada) と呼ぶ」、p.336ではパーリ文、サンスクリット文の波羅夷法第一条の制定の文章を証拠として、「条文を学処と呼ぶ」とされている。C.S.Upasak氏の *Dictionary of Early Buddhist Monastic Terms (Based on Pali Literature)* (p.235)でも、sikkhāpadaを「(滅諍を除く)比丘と比丘尼のためのすべての波羅提木叉のルール。在家信者、沙弥、沙弥尼、式叉摩那のための多くの他の行動のルールもまた学処と呼ばれる」と解説している。このように韃度部の規定は学処ではない。
- (7) 波羅夷から衆学まですべての条文についていう。
- (8) 波羅夷から衆学まですべてについていう。
- (9) 捨墮法までは「十利」をいうが、単提以降は「十利」には言及されない。衆学法は「衆学法を結す」という。
- (10) 波羅夷から衆学まですべての条文についていう。
- (11) 『僧祇律』は墮法以下には使われず、『根本有部律』にも波羅底提舍尼法以下には用いられていないが省略されているのであろう。これ以前の条文の制定についても省略されることがある。

[1-2] このように波羅提木叉の各条文は、有漏法が起こるたびに「十利 (dasa atthavase)」のために随犯随制されたのであるが、それでは「十利」とはどのようなものであろうか。

各「律藏」の説く「十利」は次のとおりである。なお『四分律』は「十句義」といい、『僧祇律』は時には「十利益」という用語を用いている。

『パーリ律』：比丘らよ、私は十利のために諸々の比丘のために学処を制定しよう。サンガを摂するために (saṃghasutṭhātāya)、サンガの安楽のために (saṃghaphāsutāya)、悪人を調伏するために (dummaṅkūnaṃ puggalānaṃ niggahāya)、全比丘が安穩に生活するために (pesalānaṃ bhikkhūnaṃ phāsuviḥārāya)、現世の漏を断じるために (diṭṭhadhammikānaṃ āsavānaṃ saṃvarāya)、未来世の漏を滅するために (saṃparāyikānaṃ āsavānaṃ paṭighātāya)、未信者をして信ぜしめるために (appasannānaṃ pasādāya)、すでに信じているものを増進させるために (pasannānaṃ bhīyyobhāvāya)、正法が久住するために (saddhammaṭṭhitiyā)、律を愛重するために (vinayānuggahāya)。(Vinaya vol. III p.021)

『四分律』：一摄取於僧。二令僧歡喜。三令僧安樂。四令未信者信。五已信者令增長。六難調者令調順。七慚愧者得安樂。八断現在有漏。九断未来有漏。十正法得久住。(大正 22 p.570 下)

『五分律』：僧和合故。摂僧故。調伏惡人故。慚愧者得安樂故。断現世漏故。滅後世漏故。令未信者信故。已信者令増広故。法久住故。分別毘尼梵行久住故。(大正 22 p.003 中)

『僧祇律』：一者摂僧故。二者極摂僧故。三者令僧安樂故。四者折伏無羞人故。五者有慚愧人得安隱住故。六者不信者令得信故。七者已信者増益信故。八者於現法中得漏尽

故。九者未生諸漏令不生故。十者正法得久住。（大正 22 p.228 下）

『十誦律』：摂僧故。極好摂故。僧安樂住故。折伏高心人故。有慚愧者得安樂故。不信者得淨信故。已信者增長信故。遮今世惱漏故。斷後世惡故。梵行久住故。（大正 23 p.001 下）

『根本有部律』：一摂取於僧故。二令僧歡喜故。三令僧樂住故。四降伏破戒故。五慚者得安故。六不信令信故。七信者增長故。八斷現在有漏故。九斷未來有漏故。十令梵行得久住故。（大正 23 p.629 中）

以上のようにあって、ここにはサンガが繁栄し、出家修行者が安樂に暮らし、煩惱を断じ、仏教の信仰者が増えることなどが上げられているが、すべては梵行＝仏法＝正法の久住という波羅夷罪第 1 条のところで述べられた結戒、波羅提木叉の制定の目的に含まれるとあってよいであろう。このように波羅提木叉の 1 つ 1 つの条文は、釈尊の方針にしたがって漏が生じるたびに「随犯随制」されたのである。

しかしながらこの「十利」は韃度部の規定制定の時には言及されない<sup>(1)</sup>。なぜなら律藏の組織の上で波羅提木叉はこのような行為をしてはならないという「止持門（止惡門）」の面をにない、韃度部は主にサンガの運営上このようになすべきであるという「作持門」の面をになうから、有漏法が生じるまで学処・波羅提木叉の制定を待つというこの方針は、律藏の韃度部には適用されえないのである。その端的な証拠は、韃度部の主要な規定はほとんどが「～することを許す（*anujānāmi*）」とされていることである<sup>(2)</sup>。要するに「韃度部」の規定は禁止ではなく「～してもよい」という文脈なのであり、その裏には「～しなさい」という意思が込められている。このように有漏法が起こったその都度に規定を制定するという「随犯随制」の精神は波羅提木叉には適用されても韃度部には適用されない。

とはいいいながら韃度部の規則が制定される時にもそれぞれ因縁がついており、「受戒韃度」の前半部はそれゆえにこそサンガ形成史となっているのであるから、したがってすべての韃度部が初めから体系的に一時に成立したのではないことはもちろんである。といってもこれは有漏法が生じたからではなく、釈尊がサンガの運営において規則が必要であると感じられたその都度ということであって、むしろこの因縁が語られるのは当該の韃度の規定がなぜ必要であったか、当該の韃度制定の目的はどのようなものであったかということ物語るといふ性格のほうが強い。例えば現在の日本の法律にも、法律制定の因縁ないしは目的が記されることがあるが如くである。例えば「日本国憲法」はその冒頭に、「朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至ったことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる」とされ、主権在民や恒久平和などが謳われている。このような前文は「教育基本法」にもある。

それではなぜ釈尊が波羅提木叉を、初めから予め起こりうる犯罪行為を想定して体系的に制定されなかったのであろうか。筆者はその理由をはっきりと理解することはできないが、すべての条文に「十利」が繰り返されるのは、いかにも悪行を制止するための波羅提木叉の制定は釈尊の本意ではなく、「正法久住」のためにやむをえずのことであったということを表わすように感じられてならない。

先に紹介した真田博士のご教授によれば、英米法には大陸法と違ってこのような傾向があるというから、律蔵の波羅提木叉は英米法の先駆のようなものであったのかもしれない<sup>(3)</sup>。

- (1) 『五分律』は犍度部にも用いられることがある。例えば大正 110 下、113 上、121 中、131 中、136 中、217 上（羯磨本）、218 上（羯磨本）である。しかしこれは誤って入ってしまったものであろう。
- (2) 一面では、「～すべからず」という文章をもって行為の禁止を示す場合はむしろ犍度部のほうが多い。波羅提木叉は「故意に人体の生命を奪えば波羅夷にして、共住すべからざるものなり」という文体で示され、内容は「～すべからず」であっても、文章そのものはそのようには示されないからである。しかしながら犍度部は、例えば「五種の病に罹っている者を出家せしむべからず。出家せしめる者は悪作に墮す」（*Vinaya vol. I p.073*）とか、「人肉を食うべからず。食う者は偷蘭遮に墮す」（『パーリ律』業犍度 *Vinaya vol. I p.218*）と規定される。

波羅提木叉は個人の行為に関する規定であるから、サンガの運営行為に関しては犍度部にしか示されないが、しかし犍度部には衣・食・住に関する個人的な行為の禁止を定める場合もたくさん含まれている。後述するように波羅提木叉と犍度部は互いに相補完しあうものであるからであろうが、しかしどのようなものが波羅提木叉に規定され、どのようなものが犍度部に規定されるのかという基準がなかったわけではないであろう。この基準がどのようなものであったのかについては改めて検討してみたい。

- (3) 自由国民社の『法律用語辞典』（1994年4月）の「英米法・大陸法」（p.005）の解説には次のように書かれている。「イギリスには、あらかじめ規則を作って、具体的事件にこれを適用するという考えはなく、判決が法と考えられ、後に起こった事件は前の判決を先例として裁判した。このようにして、判決の蓄積したものを普通法（コモン・ロー）という」「大陸法とは、ヨーロッパ大陸の法を意味し、英米法に対する言葉である。ヨーロッパ大陸の法にはローマ法およびゲルマン法の影響が多く、また、大陸法は英米法と違って、あらかじめ、抽象的な法を作って、これを具体的な事件に適用するという考えの下に制定されたものである」と。真田博士のご教授によれば、英米法がコモン・ローのような形式になったのは、当時はたくさんの豪族が割拠して、中央集権的な権力がないという政治状況にあったので、公平・正義を拠り所として、事件が起こるたびに裁定するしかなかったということである。ということになれば、律蔵が「随犯随制」する精神とは異なるのかもしれない。

## [2] 波羅提木叉の体系

以上のように、波羅夷罪の第1条を初めとする波羅提木叉の各条文は、有漏法が起こるそのたびに「随犯随制」された。

ところで波羅提木叉の制定の最初はその因縁譚が物語るように波羅夷罪の第1条であるが、しかしこれを制定される以前から釈尊の頭の中では、正法久住のためには波羅提木叉を制定する必要性が十分に認識されていた。なぜなら釈尊は、結戒し波羅提木叉を説くことが正法が久住する条件であることを承知しながら、「時を知っている」が故にヴェーランジャーでの雨安居の時には結戒されず、有漏法が生じたのを契機としてやむをえず制定されたのである。したがって波羅提木叉の体系はそれが具体的な条文として制定される以前にすでに頭の中には構築されていたと考えてよいであろう。波羅提木叉の各条が「随犯随制」されたこと



【1】律蔵の体系

と、その体系が構築されることはまったく別次元のことであるといわなければならない。本項ではこの波羅提木叉の体系について考える。

[2-1] それでは波羅提木叉の体系とはどのようなものであろうか。波羅提木叉はどのような行為が犯罪となり、この犯罪に対してどのような刑罰が科せられるかを定めたものであるから現代の「刑法」に相当する<sup>(1)</sup>。波羅提木叉の中には礼儀作法とかエチケットに関する軽い犯罪も含まれるから、これらは「軽犯罪法」に相当するといつてよいであろう。

なお波羅提木叉は罪となる行為によって分類されているのではなく、刑罰の種類によって重いものから軽いものへと編集されている。日本の「刑法」における刑罰の種類は死刑、懲役、禁固、罰金、拘留、科料であるが、波羅提木叉は軽犯罪法的な要素も多いので、その刑罰は日本の「刑法」とはかなり相違する。その刑罰の名称は「律蔵」によって若干の相違があり、また条数にも異なりがあるので、以下にそれを表示しておく。『パーリ律』の訳語は「南伝大蔵経」の訳語にしたがった。なお以下の論述にもこの用語を用いる。

十誦律	名称	波羅夷	僧残	不定	尼薩耆	波逸提	波羅提提叉尼	衆学	滅諍	計
	比丘	4	13	2	30	90	4	113	7	263
	比丘尼	8	17	-	30	178	8	106	7	354
僧祇律	名称	波羅夷	僧残	不定	尼薩耆 波夜提	单提	提舍尼	衆学	滅諍	計
	比丘	4	13	2	30	92	4	66	7	218
	比丘尼	8	19	-	30	141	8	77	7	290
根本有部律	名称	波羅市迦	僧伽伐尸沙	不定	尼薩祇 波逸底迦	波逸底迦	波羅底提舍尼	衆多学	滅諍	計
	比丘	4	13	2	30	90	4	99	7	249
	比丘尼	8	20	-	33	180	11	99	7	358
パーリ律	名称	pārāji-ka 波羅夷	saṃghā-disesa 僧残	aniyata 不定	nissaggiya-pācittiya 捨墮	pācittiya 波逸提	pāṭidesa-nīya 提舍尼	sekhiya 衆学	adhikaraṇa-samatha 滅諍	計
	比丘	4	13	2	30	92	4	75	7	227
	比丘尼	8	17	-	30	166	8	75	7	311
四分律	名称	波羅夷	僧残	不定	捨墮	单提	提舍尼	式叉迦羅尼	滅諍	計
	比丘	4	13	2	30	90	4	100	7	250
	比丘尼	8	17	-	30	178	8	100	7	348
五分律	名称	波羅夷	僧残	不定	捨墮	墮	悔過	衆学	滅諍	計
	比丘	4	13	2	30	91	4	100	7	251
	比丘尼	8	17	-	30	210	8	100	7	380

## 【1】律蔵の体系

- (1) 金子宏・新堂幸司・平井宜雄編『法律学小辞典』（有斐閣 2008年10月第4版補訂版）p.292では刑法を、「どのような行為が犯罪となり、また犯罪に対してどのような刑罰が科せられるかを定めた基本法」と解説している。

[2-2] 上記のように刑罰の種類は8つに分けられるが、最後の滅諍は刑罰ではない（学処には含まれない）ので厳密に言えば7種である。

そしてこの刑罰を大きく2つに分類すると、(1) その刑罰に相応する行為がなされると、犯罪者自身が自首することが望ましいのであるが、自首のない場合に他の比丘・比丘尼が告訴・告発<sup>(1)</sup>することも許され、サンガがこれを受理して、サンガがその裁判・処罰を行うものと、(2) 原則として他の比丘が告訴・告発することが認められず、罪は犯罪者自身の告白（自首）によってのみ発生し、その処罰は個人レベルで行うもの、に分けることができる<sup>(2)</sup>。そういう意味では前者は行政主体が私人に対して法的に優越する意思をもって臨む「公法」に相当し、後者はあくまでも比丘ら個人間で処理されるべきものとされる「私法」に相当するといえることができる<sup>(3)</sup>。

そしていわば「公法」に抵触する行為の刑罰には、それを犯すとサンガから追放されて再び復権できないいわば死刑に相当する「波羅夷」と<sup>(4)</sup>、復権はできるが一定期間僧侶としての権利を停止される、いわば禁固に相当する「僧残」が含まれる。僧残に処されたものが刑務作業に従事するということはないから、律蔵には懲役に相当する刑罰はないといってよいであろう。なおこの時代の世俗の刑罰には死刑の外に身体の一部を切除したり、笞杖・入れ墨の刑などがあっても律蔵の刑罰に体罰はない<sup>(5)</sup>。

もう1つのいわば「私法」に抵触する行為の刑罰には、サンガないしはサンガの代替機関に申告し、それが受理されれば清浄となる（復権する）いわば「申請制度」に相当する「波逸提」と、1人の比丘に申告すれば清浄となる（復権する）いわば許可を必要としない「申告制度」に相当する「波羅提提舍尼」と、心の中で反省すればよい、世俗の法律では罪にならないいわばエチケット違反に相当する「衆学」に分かれている。なお「波逸提」には違法な物品を所持した場合も含まれ、これはこの所持品をいったんサンガないしはサンガの代替機関に没収される行為が含まれる刑罰が含まれ、これは「捨墮」と名づけられている。なおこの没収された物品はこの申告が受理されれば原則として元の所有者に返還されることになる。

以上の外に比丘の波羅提木叉には「不定」というものが設けられているけれども、「不定」という刑罰があるわけではない。比丘の女性との性的行為に係るものであって、信頼できる女性の証言によって告訴・告発できる罪（波羅夷か僧残）か、告訴・告発できない罪（波逸提）かが決まるというものであり、したがって「韃度部」に定められる裁判制度と密接に係る。

以上のように、波羅夷と僧残は「不可憊罪（adesanāgāminī āpatti）」と呼ばれる重罪であるが、波羅夷は二度と復権できない死罪に相当する罪であり、僧残は刑に服すれば復権できるから、この2つは基本的なところで相違があるわけである。また軽罪は「可憊罪（desanāgāminī āpatti）」とよばれるが<sup>(6)</sup>、このうちの波逸提は告白して受理されなければならない「申請」制度であるが、波羅提提舍尼は申告すればそれでよい「申告」制度であ

るから、これまた基本的なところで相違があるということになる。

また衆学はいわばエチケツト違反というべきものであって、このような行為に気がついた時には自ら心中に反省すべきことが求められる。したがってこれは犯罪的行為に対する罰則という印象は薄い、しかしこの自ら心中に反省することには強制性があるわけであり、これも罪に対する罰則という認識があったであろう。

このように説明すると、波羅提木叉の刑罰が非常に体系的かつ緻密に構築されていることがわかりいただけるであろう。詳しいことは拙著『初期仏教教団の運営理念と実際』<sup>(7)</sup>の第2章を参照願いたい、このような体系が行き当たりばつたり、いわば偶然の結果として構築されたとは考えられないことはいうまでもないであろう。むしろ上記のような体系が構築されていたからこそ、罪となる行為が行われるその都度に波羅提木叉の条文が「随犯随制」の形で構築されていくことができたと考えなければならない<sup>(8)</sup>。

- (1) 告訴・告発は次のように解説される。告訴は「犯罪の被害者その他の告訴権者（刑訴 230～234）が捜査機関に対し犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示。単なる犯罪事実の申告は被害届であって、告訴ではない。捜査の端緒となり、親告罪においては訴訟条件となる（刑訴 338 ④）」、告発は「犯人及び告訴権者以外の者が捜査機関に対し犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示。告訴と異なりだれでもできる（刑訴 239 ①）。公務員は告発の義務を負う場合がある（刑訴 239 ②）。一般には捜査の端緒にすぎないが、訴訟条件とされる場合もある（独占禁止法上の罪について公正取引委員会の告発【独禁 96】。手続は告訴の場合と同様である【刑訴 241・243】）」とされている。『法律学小辞典（第4版増補版）』（2008年10月 有斐閣）pp.410、412
- (2) パーリでは告発できる罪を‘*adesanāgāminī āpatti*’といい、告発できない罪を‘*desanāgāminī āpatti*’という。四分律はこれらを「不応懺罪」「可懺罪」といい、『十誦律』は「不可悔過」「可悔過」という。拙著『初期仏教教団の運営理念と実際』（国書刊行会 平成12年12月）p.238以下参照。またその告発方法については、「モノグラフ」第16号（2010年2月）に掲載した【論文20】「サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判」を参照されたい。
- (3) 上記【論文20】p.002以下参照
- (4) 再び復権できないという点については、波羅夷罪第1条の場合は『パーリ律』と漢訳律では多少の違いがある。上記【論文20】を参照されたい。
- (5) この原則は日本の「僧尼令」などにも継承されており、体罰の代りに苦使という刑が設けられている。律蔵の刑罰と「僧尼令」の比較は、拙稿「『僧尼令』と仏教の戒律Ⅰ」（『大倉山論集』第19輯 大倉精神文化研究所 昭和61年3月）を参照されたい。なお比丘・比丘尼は原則として金銭を持つことを禁止されているから罰金刑もない。
- (6) 上記註の(1)参照
- (7) 平成12年12月 国書刊行会
- (8) 平川彰氏は『律蔵の研究Ⅱ』（春秋社 2000年2月）pp.069～070において次のように述べておられる。「律は随犯随制であったといわれているから、おそらく最初は雑然と条文が集められていたであろうし、しかもその条文も、現在みるごとき法律的体裁を持っていたのではなかったかもしれない。しかし、しだいに条文も増大し、それぞれの条文の罪の軽重等も区別せられ、ある時期になって、波羅夷、僧残、不定、捨墮、波逸提、悔過法等の分類が施されたであろうと考えられる。しかしこの分類整理は部派分裂以前とみてよい」と。筆者の見解とはまったく異なるわけである。

[2-3] 前述のように、波羅夷罪と僧残罪は告訴・告発が許され、サンガが裁判し、処罰を行うもので「公法」に相当し、個人よりもサンガのほうが優越する。

なお言うまでもないことであるが、ここにいうサンガとは自然に形成された集団ではなく、いわば国家や地方自治体を思い描いたほうがよいくらいのきちんと組織化された集団であり、しかもこのようなサンガがこのような法行為を行うことのできる状態はより厳密に規定され、そのような状態のサンガは「サンガ現前 (saṃghasammukhatā)」とよばれる。

これは律蔵の「小品第4・滅諍毘度」<sup>(1)</sup>によく使われる言葉で、サンガに紛争が生じたときにそれを解決する方法の一つとしての「現前毘尼 (sammukhāvinaya)」が成立するための4つの条件としてあげられる第一である。サンガの紛争の解決は裁判ないしは調停と言い換えてもよく、したがって「現前毘尼」というのは、その裁判あるいは調停が行われる法廷ということができる。

この法廷が成立するために4つの条件が求められるのであるが、「サンガ現前」というのはその第1であって、『パーリ律』によれば、①当該のサンガに属するすべての比丘が全員出席して、②羯磨を行うに必要な人数がそろい、③委任を与えるべき者はすでに与え終わり、④集合した者たちが羯磨を行うのに異議がない、という条件を満足したサンガのことをいう。これが俗にいわゆる「現前サンガ」であって、他の漢訳律も説き方に違いはあるが内容に相違はない。すなわち「サンガ現前」というのは、羯磨を行おうとしているサンガが、サンガとしての成立要件をきちんと満たしているということの意味するのである。したがってこの場合の‘sammukhatā’は単に「一つの界の中で共同生活している出家者の集団」を意味するのではなく<sup>(2)</sup>、「現に羯磨(サンガの行事)を行いつつあるサンガ」を意味するということができる。

またサンガは、「四衆比丘サンガ (catuvagga bhikkhusaṃgha)」「五衆比丘サンガ (paññcavagga bhikkhusaṃgha)」「十衆比丘サンガ (dasavagga bhikkhusaṃgha)」「二十衆比丘サンガ (visativagga bhikkhusaṃgha)」<sup>(3)</sup>に分類されることがあるけれども、これは羯磨を行うことができるサンガを人数の上から分類したものであって、「四衆サンガ」は授具足戒・自恣・出罪の3つの羯磨を除く余の一切の羯磨を行うことができるサンガ、「五衆サンガ」は仏教中国における授具足戒と出罪の2つの羯磨を除く余の一切の羯磨を行うことができるサンガ、「十衆サンガ」は出罪の1羯磨を除く余の一切の羯磨を行うことができるサンガ、「二十衆サンガ」は一切の羯磨を行うことができるサンガを意味する。要するに議決すべき議題が重要なものであればあるほど、サンガを構成する人数に多くが求められることになる。したがって「サンガ現前」にはこの人数も満足していなければならないことになる。

ちなみに「現前毘尼」が成立するための他の3つの条件は「法現前」「律現前」「人現前」であって、「法現前 (dhammasammukhatā)」は教法と師の教えが現前していること、「律現前 (vinayasammukhatā)」は律と師の教えの現前していること、また「人現前 (puggalasammukhatā)」とは、いま滅諍(裁判・調停などの処理)すべき諍事の諍論者と対諍論者との双方が出席していることである。要するに裁判あるいは調停を行うサンガ

(法廷)は、羯磨を行うことができる条件を満たしたサンガが現前していることと、ブッダの説かれた法と律に随って行われることと、原告と被告の双方が出席していなければならないということになる。

このように司法行為たる羯磨を行うことができるサンガはきちんと韃度部に規定されており、これに則ったサンガが和合サンガであって、このようなサンガでなければ波羅夷罪や僧残罪を執行できないわけである。しかし羯磨が合法に行われたか非合法に行われたかの判断は状況によってかなり複雑であるから、これを詳細に説いたのが「小品第9・チャンパー韃度」である。このように波羅提木叉の底には韃度部があって、この韃度部があるがゆえに波羅提木叉は機能するということができる(4)。

(1) *Vinaya* vol. II pp.073~

(2) 「現前サンガ」ということばは一般には「共住している比丘・比丘尼の集団」というぼんやりとした意味として使われているけれども、それが誤りであることは『東洋学論叢』第32号(東洋大学文学部 2007年3月)に掲載した「『現前サンガ』と『四方サンガ』」という論文に詳述したのでご参看願いたい。

(3) 「過二十衆比丘サンガ (*atirekavisativagga bhikkhusamgha*)」と呼ばれることがあるけれども、同じ意味である。

(4) 平川彰『原始仏教の研究』p.328 参照

[2-4] 以上のように波羅夷と僧残という重罪は、犯罪を犯した比丘・比丘尼自身が自首することが望ましいのであるが、他の比丘・比丘尼が告訴・告発することも許され、サンガがこれを受理したときに捜査が始まる。このように他人が告訴・告発し、サンガがこれを処罰するという過程においては、告訴・告発された被告人がそれを否定して無罪を主張することがあるということも予め想定されていなければならない。そしてもしそのような事態になれば、その解決は裁判によってなされなければならないことは当然であって、したがって波羅提木叉が告訴・告発できる罪を設定しているということは、その裏に手続法・組織法としての「刑事訴訟法」「裁判所法」なども制定されていなければならないということを意味する。この詳細については【論文20】「サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判」(1)を参照願いたい。この刑事訴訟法に相当するのが「小品第4・滅諍韃度」中の告発諍事の解決法である。

(1) 「モノグラフ」第16号(2010年2月)に掲載。

[2-5] これに対して波逸提以下の軽罪については原則としては他からの告訴・告発は認められない。しかしながら例えば常習犯とか確信犯のような悪質なケースも予想され、このようなケースにもサンガが強制介入してはならないとなれば公益に反することになるから、このような軽罪についても個人がサンガに告訴・告発し、サンガがこれを取り上げて処罰できる制度も設けられている。それが「小品第1・羯磨韃度」に定められている「苦切羯磨 (*tajjaniya-kamma*)」「依止羯磨 (*nissaya-kamma*)」「驅出羯磨 (*pabbājaniya-kamma*)」「(罪を犯して) 罪を見ないことによる挙罪羯磨 (*āpattiya adassane ukkhepaniya-kamma*)」「(罪を犯して) 罪を懺悔しないことによる挙罪羯磨 (*āpattiya appaṭikamme*)」

ukkhepaniya-kamma)」「悪見を捨てないことによる挙罪羯磨 (pāpikāya diṭṭhiyā appaṭinissagge ukkhepaniya-kamma)」などの懲罰羯磨である。

したがってこの場合には裁判が行われるが、律蔵ではこの場合の裁判方法を重罪の裁判方法とは異なる方法で行うように定めているわけである。この懲罰羯磨の詳細についても【論文 20】「サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判」を参照願いたい。

### [3] 比丘の定義

また波羅提木叉のすべての条文は、衆学を除いて波羅夷から波羅提提舍尼に至るまで、「いずれの比丘といえども (yo pana bhikkhu)、どのような行為をすれば〇〇の刑罰である」とか、「いずれの比丘尼といえども (yā pana bhikkhuni)、どのような行為をすれば〇〇の刑罰である」などという文章で始まる<sup>(1)</sup>。もちろんここには改めて取り上げないが、漢訳律も同然であることはいままでもない。

ところでこの「比丘」あるいは「比丘尼」が律蔵においてどのように定義されているかという細かなことは、第【2】章の「具足戒の種類と名称」において詳しく検討するけれども、結論を簡単にいえば、如法に成立したサンガの白四羯磨によって具足戒を受けて、サンガに入団を許された者を意味する。この「白四羯磨」というのは、比丘については「犍度部」中の「小品第1・大犍度（漢訳律では「受戒犍度」）」に規定される「十衆白四羯磨具足戒法」と「小品第5・皮革犍度」に規定される「持律第五白四羯磨具足戒法」をいい、比丘尼については「小品第12・比丘尼犍度」に規定される「二部僧白四羯磨具足戒法」をさすのであるが、これによって比丘となり比丘尼となった者はその瞬間に、律蔵に定められた義務を負わなければならないとともに、律蔵によって保証された権利を享受することができることを意味する。それは日本国憲法その他の法律によって日本国民たることが認められた者は、これを意識するしないに拘わらず憲法その他の法律によって保証された国民たる権利を獲得すると同時に、国民としての義務を負うのと同じであるということである。

このように比丘あるいは比丘尼たる者は具足戒を受けることによって釈尊教団内において市民権を得ることになり、この市民は律蔵という法律によって存在を保証され、その中に生き生活するのであって、律蔵を離れては生存できないし、これを離れては生活できない。このような大前提を考えれば、「律」というものがいかに総合的・体系的な基底をもっているものであるかがおのずから知られるであろう。

- (1) 「もし比丘が (bhikkhu pan' eva) ……すれば、〇〇の罪である」というように表現されるものもあり、また僧残の第1条にはこのような語句はなく、「故意に不浄を泄すれば、夢中を除いて僧残である」と示される。このように条文の示され方は一律ではなく、それがどのような理由によるものか検討することが必要である。

### [4] 波羅提木叉の条文と犍度部との関係

以上、律蔵が非常に体系的であり、この中に納められた「波羅提木叉」や「韃度部」のすべての規定が網の目のように密接に関連しあっているということを総論的に論じた。そこで以下には具体的な波羅提木叉の条文が律蔵全体、特に韃度部とどのように有機的に関連しあっているかということ考察する。まず波羅提木叉の刑罰とその執行に関しての韃度部との関係である。

[4-1] 波羅夷は一般には「サンガ追放の罪」と解説され<sup>(1)</sup>、条文では「波羅夷にして共住すべからざるものなり (pārājiko hoti asaṃvāso)」と表現される<sup>(2)</sup>。比丘の波羅夷罪は性行為を行う不浄と、盗み、殺人、悟りを得ていないのに悟りを得たと嘘をつく大妄語の4条であるが、このようないわば刑事事件として裁かれる個人の罪は主に波羅提木叉に説かれる。これに対して韃度部はサンガ運営の規則やサンガ内での比丘、比丘尼の生活法が説かれるとあってよいであろう。ただしこれはごく大まかにいったもので、以下に説明するように両者は密接にリンクしていて、相補完しあっているというのが実態である。

ところで「波羅夷」は第1条の語句定義においては、「あたかも頭を断たれた人は、彼の体躯をもってしては生きえないように、このように比丘にして不浄法を行わずれば、沙門にあらず (assamaṇa)、釈子にあらず (asakyaputtiya)。この故に波羅夷という」<sup>(3)</sup>と解説され、第2条では「あたかも枝より落ちた枯れ葉が再び緑となることができないように……」<sup>(4)</sup>、第3条では「あたかも割れて両分した大石が、再び合することができないように……」<sup>(5)</sup>、第4条では「あたかも多羅樹の頭を切られた時には再び成長することができないように……」<sup>(6)</sup>とされている。要するに世俗の法であれば、死罪に相当するということになる。

また「共住すべからず」は「共住とは同一羯磨、同一説戒にて共に学修する者、これを共住と名づく (saṃvāso nāma ekakammaṃ ekuddeso samasikkhā, eso saṃvāso nāma)。彼はそれと共にあらず、この故に共住すべからずという (so tena saddhiṃ n'atthi, tena vuccati asaṃvāsoti)」と定義されている<sup>(7)</sup>。ここに「同一羯磨、同一説戒」というのは、いわばサンガを現前して羯磨や布薩を行う「各地に散在する個別のサンガ」のことであって、波羅夷罪を犯せばこの「各地に散在する個別のサンガ」を追放されるということである。と同時に語句定義において「沙門にあらず、釈子にあらず」というのであるから、いわば比丘あるいは比丘尼としての市民権を失うことを意味するものでなければならない。Aサンガを追放されてもBサンガに行って比丘ないしは比丘尼として生活できるというのでは意味がないからである。

そのためには「各地に散在する個別のサンガ」を統括する「釈尊教団」というものが存在しなければならぬが、これまでの学界ではこのようなものがあつたとしても観念的なものにすぎないと考えられていた。しかしながらそれではサンガ追放が観念的、感情的なものになってしまつて、法的実効性をもつものとはならない。しかしながら実は法的実効性を保証するような「釈尊教団」が存在したことは、「モノグラフ」第13号(2008年3月)に掲載した【論文14】「『釈尊のサンガ』論」に論証しておいたとおりである。簡単にいえば韃度部に制定されている布薩や雨安居・自恣の制や、成文化はされていないが慣習法として存在した遊行の制などが、この「釈尊教団」を1つの統一体ならしめるシステムとして働いて

いたのである。そういう意味では波羅夷という刑罰は、「小品第2・布薩毘度」「小品第3・入雨安居毘度」「小品第4・自恣毘度」「小品第9・遮説戒毘度」などに支えられているといえる。なおこのような「釈尊教団」が存在しなければならないはずであるという問題提起を、「釈尊のサンガは存在したか——『現前サンガと四方サンガ』序説」<sup>(8)</sup>という論文においてしておいたのもこれを参照していただければ幸いである。

- (1) 『岩波仏教辞典』は「戒律の最重罪で教団追放の罪」と解説し (p.666 右)、法蔵館版の『(新版) 仏教学辞典』は「これを犯せば頭を切断された人のように比丘・比丘尼の資格を失って教団から追放され破門される」と解説されている (p.455 下)。
- (2) 『四分律』は「この比丘波羅夷不共住なり」とし、『五分律』は「この比丘は波羅夷を得ん。共住することを得ざれ」とし、『十誦律』『僧祇律』は「この比丘は波羅夷を得、応に共住するべからず」とし、『根本有部律』は「この苾芻は亦た波羅市迦を得、応に共住すべからず」とする。
- (3) vol.III p.028。『四分律』(大正 22 p.571 下)は「譬えば人頭を断ずればまた起たざるが如し。比丘もまたかくのごとし。この法を犯す者は、復た比丘とならず。故に波羅夷と名づく」とし、『五分律』(大正 22 p.004 下)は「波羅夷とは、名づけて墮法となし、名づけて悪法となし、断頭法と名づけ、非沙門法と名づく」とし、『十誦律』(大正 23 p.002 下)は「波羅夷とは墮不如と名づく。この罪極悪深重にしてこの罪を作す者は即ち墮不如にして比丘と名づけず、沙門に非ず、釈子に非ず、比丘の法を失す」とし、『根本有部律』(大正 23 p.630 下)は「波羅市迦とはこれ極重罪にして極めて厭悪すべく、これ嫌棄すべくして愛樂すべからず。若し苾芻にしてまた纒にも犯する時は、即ち沙門に非ず、釈迦子に非ず、苾芻の性を失い、涅槃の性に乖き、墮落崩倒し、他所勝を被りて救済すべからざること、多羅樹頭を截らんに更にまた生ぜず、鬱茂し増長し広大なること能わざるがごとくなり、故に波羅市迦と名づく」とする。しかし『僧祇律』(大正 22 p.237 中)は上記の律とは違って、「法智において退没墮落して道果の分なし、……」というように、教理的な面から証果を得られないという面を説く。
- (4) vol.III p.047。他の漢訳律は省略する。第3条、第4条も同じ。
- (5) vol.III p.074
- (6) vol.III p.092
- (7) 『四分律』(大正 22 p.571 下)は「共住」を「同一羯磨、同一説戒」とし、『五分律』(大正 22 p.004 下)は「先の白衣時のごとくに比丘と共に学・等学・不等学・不余学を一にすることを得ず、比丘と共に羯磨・等羯磨・不等羯磨・不余羯磨を一にすることを得ず、比丘と共に説戒・等説戒・不等説戒・不余説戒を一にすることを得ず」とし、『十誦律』(大正 23 p.002 下)は「共に比丘の法を作すことを得ず、所謂白羯磨・白二羯磨・白四羯磨・布薩・自恣なり」とし、『根本有部律』(大正 23 p.630 下)は「若しくは婁灑陀若しくは随意事若しくは単白・白二・白四羯磨を作すを得ず」とする。
- (8) 『福田亮成先生古稀記念 密教理趣の宇宙』(智山勸学会事務局 2007年3月)所収

[4-2] 刑罰として2番目に重い僧残罪の「僧残 (saṃghādisesa)」は、『パーリ律』においては、

サンガはその罪に対して別住を命じ (parivāsaṃ deti)、本日治をなし (mūlāya paṭikassati)、マーナッタを行ぜしめ、出罪せしめる (mānattaṃ deti abbhethi) のもので、数人あるいは1個人の所業ではない (na sambahulā na ekapuggalo)、この故に



僧残という。またこの罪の部類に対する羯磨の別称である (tass' eva āpattinikāyassa nāma kammaṃ adhivacanaṃ)。この故にまた僧残という<sup>(1)</sup>。

と定義されている。

しかしながらこの定義中にあるサンガとして行う「別住」「本日治」「マーナッタ」の羯磨の行い方は波羅提木叉中には言及されず、犍度部の「小品第2・別住犍度」に規定されている。また僧残罪は比丘は6日間、比丘尼は半月間、比丘あるいは比丘尼としての一定の権利を剥奪される罰を受ける（これをマーナッタ＝摩那埵といい、比丘はこれが6日間であるがゆえに六夜摩那埵 *charattaṃ-mānatta* と呼ばれ、比丘尼は半月であるがゆえに半月摩那埵 *pakkha-mānatta* とよばれる）のであるが、その剥奪される権利もまたここに定められている。日本の刑法の刑の種類のうち懲役と禁固は刑事施設（俗的にいえば監獄）に拘置され、この刑事施設における拘置は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」<sup>(2)</sup>に規定されるのと同様に、僧残罪の場合も罪となる行為は波羅提木叉に規定されているけれども、その服務規定などは犍度部に定められているわけである。そしてこの刑期を服務すれば出罪（復権）することができるが、この出罪の作法は「小品第3・集犍度」に定められている。これを行いうるサンガが[2-3]に記した「二十衆サンガ」である。

なお罪を犯したらその日のうちに所定の作法にしたがってサンガに告白しなければならないのであるが、これを怠り秘匿した場合はその日数だけさらに別住が加算され、この日数を服務した後改めて本来の僧残罪（六夜摩那埵）に服することになっており、これも「小品第3・集犍度」に規定されている。

また僧残はその名の所以を「サンガが行うものであって、数人あるいは1個人の所業ではない、それゆえに僧残という」とされるように、この処罰はサンガの羯磨として行われる。波羅夷罪にはこのような文言が表面に出ていないが、サンガを追放する処分であるから、サンガの羯磨として行うことはいうまでもない。もちろんこの羯磨は前述したように、法的行為すなわち羯磨を行うことのできる状態のサンガが行うのであり、このような羯磨の方法は主に「滅諍犍度」に説かれている。

このように「波羅提木叉」と「犍度部」は両者が相まってこそはじめて法的効力を発揮することができるということになる。

(1) vol.III p.112.『五分律』（大正22 p.010下）は「僧伽婆尸沙とは、この罪残りありてなお因縁あり、尚お治すべく恃怙あり、僧中に在りて除滅を求めるを得るなり」とし、『十誦律』（大正23 p.014中）は「僧伽婆尸沙とは、この罪は僧に属し、僧中に残りあり、衆僧の前に悔過するによって滅することを得るなり、これを僧伽婆尸沙と名づく」とし、『僧祇律』（大正22 p.263中）は「僧伽婆尸沙とは、僧伽とは四波羅夷を謂う、婆尸沙とはこの罪余って応に羯磨治すべきがゆえに僧伽婆尸沙と説く。また次にこの罪、僧中にて発露悔過すれば、また僧伽婆尸沙と名づくるなり」とし、『根本有部律』（大正23 p.681中）は「僧伽とは、若しこの罪を犯ぜんに應に僧伽によってその法を行じ、および僧伽によって出罪を得べくして別人に依らざればなり。阿伐尸沙というは、これ余残の義なり。若し苾芻、四波羅市迦法中においては随ってその一を犯ぜんには、余残あることなく共住するを得ざるも、この十三法は苾芻にして犯ずといえども余残あり、これ可治の故に名づけて僧残と曰うなり」とする。ただし『四分律』には僧残を定義するところはない。

(2) この法律は以前には「監獄法」とよばれていたが平成17年5月に改正され、名もこのよう

に改められた。

[4-3] この僧残罪に相当する行為には和合サンガ (samagga saṅgha) を破る罪も含まれる。1つは第10条であって、これは和合サンガを破ろうと企てる行為であり、もう1つは第11条であって、それに与する行為を対象としたものである。この「和合サンガ」は『パーリ律』では「サンガ同一住にして同一界に立つことである (samgho samānasamvāsako samānasīmāyaṃ ṭhito)」<sup>(1)</sup>と定義し、『四分律』は「和合とは同一羯磨・同一説戒にして、僧とは四比丘もしくは五もしくは十乃至無数」<sup>(2)</sup>とし、『五分律』は「和合とは同布薩自恣羯磨常所行事にして、僧は四人より已上」<sup>(3)</sup>とし、『僧祇律』は「但一界一衆一処住一布薩自恣なるゆえに名づけて和合僧となす」<sup>(4)</sup>としている。このようにこれも和合して布薩や自恣、その他の羯磨を行えるサンガのことをいうのであり、要するに破僧というのは「サンガ現前」が成立しない状態ならしめることをいうのである。

ところでこれらの条文は提婆達多の破僧事件を因縁として制定されたことになっている。われわれはこの提婆達多の破僧を仏成道第38年＝釈尊72歳の雨安居後のことであったと考えているから<sup>(5)</sup>、この因縁譚を信用するとすればこの規定はその時に制定されたことになる。実は「韃度部」にも「破僧韃度」というものがあり、これも提婆達多の破僧を主題としたものであり、この両者は一体である。だからというべきか、提婆達多の出家因縁は『パーリ律』では「破僧韃度」<sup>(6)</sup>、『根本有部律』では「破僧事」<sup>(7)</sup>に記されているが、『四分律』<sup>(8)</sup>、『五分律』<sup>(9)</sup>などは僧残罪第10条のところに記されている。このように「律蔵」の組織は大きく分けると波羅提木叉と韃度部になるのであるが、組織自体もその区分が明瞭でないところがあるということになる。

なお提婆達多の破僧はブッダへの反逆であるから、このような破僧はブッダ在世時にしか起こりえないとされている。したがってもしここで扱われる破僧が提婆達多のような破僧を対象とするなら、この僧残罪の規定はブッダ在世時代しか意味のないことになり、仏滅後のサンガに関係はないことになる。しかしながら波羅提木叉の語句定義では「破僧に資する事件とは18破僧事 (aṭṭhārasa bhedakaravatthūni) である」<sup>(10)</sup>とされているから、教義や律の規定の解釈をめぐる一般的な諍論が想定されていることになる。18破僧事は「小品第10・コーサンビー韃度」<sup>(11)</sup>に説かれている。このように考えると、僧残罪の因縁として提婆達多の破僧を取り上げているのは、破僧の1例としてのみの意味しかないのであろう。提婆達多のような破僧は墮地獄の罪であるとされるのであるが、それは経蔵レベルでの感情的な罪意識を言ったもので、墮地獄などという刑罰のありようは必ずはないから、法的には提婆達多のようなブッダに反逆する破僧も僧残という刑罰が適用されるということであろう。

またこの2つの条文は、もし破僧となる問題をめぐって争う比丘やそれに与する者には、それを捨てるように3度諍告されるべきであり、3度諍告されてそれでも捨てない場合は僧残罪となると定められている。この破僧行為に関する諍告の方法は、おそらく「小品第4・滅諍韃度」中の諍論諍事の調停法などが応用されるのであろう。この詳細は「モノグラフ」第16号(2010年2月)に掲載した【論文20】「サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判」と【論文21】「紛争解決法としての多数決とその理念」を参照願いたい。

またこの「滅諍韃度」の説く内容の項目だけを列挙したのが、波羅提木叉の最後に掲げら

れる「七滅諍法」である。したがって「滅諍犍度」と「七滅諍法」は密接な関連を有するのであるが、むしろなぜこれが波羅提木叉中に取り込まれているのか不思議である。

またこのような個別のサンガが分裂してしまった後で和合を図る手段は「小品第10・コーサンビー犍度」に定められている。

以上のように、破僧に関する僧残罪のさまざまな局面において、波羅提木叉は犍度部の規定を予想していることになり、波羅提木叉と犍度部とは表裏一体の関係にあるといえることができる。

- (1) *Vinaya* vol.Ⅲ p.173
- (2) 大正 22 p.595 上
- (3) 大正 22 p.020 下
- (4) 大正 22 p.282 下
- (5) 「モノグラフ」第11号(2006年10月)に掲載した【論文11】「提婆達多 (Devadatta) の研究」を参照されたい。
- (6) vol.Ⅱ p.180
- (7) 大正 24 p.144 中
- (8) 大正 22 p.594 中
- (9) 大正 22 p.016 下
- (10) *Vinaya* vol.Ⅲ p.173
- (11) *Vinaya* vol.Ⅰ p.354

[4-4] 僧残に続く「不定」は比丘の波羅提木叉にあって比丘尼にはない特殊な刑罰で、比丘が女性との何らかの性的行為を行って、比丘からの自首がないにも拘わらず、信頼できる女性信者(優婆夷)から告発された時、その女性信者の証言によって波羅夷あるいは僧残あるいは波逸提のいずれの刑罰に処するかが決定されるというものである。したがって女性信者の証言と被疑比丘の言い分が異なることが前提となっているのであるが、この場合に女性信者の証言を尊重するのか、それとも比丘の言い分を尊重するのかという点については「律蔵」によって見解の違いがある。『パーリ律』は女性信者の証言は全く尊重されず、比丘の言うところが全面的に採用されることになっているから裁判になることはないが、『四分律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』は女性信者の証言を全面的に採用するとされており、『十誦律』は「実覓法」<sup>(1)</sup>、『僧祇律』は「覓罪相羯磨」<sup>(2)</sup>、『根本有部律』は「覓罪相羯磨」<sup>(3)</sup>によって裁判されるとされている。この「実覓法」「覓罪相羯磨」も『パーリ律』では「小品第4・滅諍犍度」に規定されるから、「不定」もこの犍度の定めがなければ執行できないわけである。これについても詳しいことは【論文20】「サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判」を参照願いたい。

- (1) 大正 23 p.028 下
- (2) 大正 22 p.290 下
- (3) 大正 23 p.710 下

[4-5] 「不定」に続く「捨墮罪」は、私有が許された物品に違反する行為であって、これを犯した場合は、サンガあるいは多くの比丘 (*sambahule bhikkhū*) あるいは1人の比丘

のところに行って、罪を告白（懺悔）してその違反している物品を捨し、それが受理されれば清浄となるという刑罰である。そしてその物品は元の所有者に返還されるのが原則である。なおサンガに告白する場合もそれを受理するのは、サンガの長老である「聡明有能なる1比丘」とされているし、告白はサンガでなくても多くの比丘でも、あるいは1比丘でもよいとされるのであるから、この罪の告白はサンガに対してなされるものではなく、またその受理はサンガの羯磨として行われるのではないということになる。要するにこの罪は私的なレベルで処理されるのである。しかしこのような行為は『初期仏教教団の運営理念と実際』に書いたとおり<sup>(1)</sup>、羯磨に代わるものという認識があったようである。

また次の「波逸提罪」は物品所持に関する違反行為ではない、例えば言葉や行為によるさまざまな違反行為を定めたものであるから、物品を捨てるという手続きは含まれないが、サンガないしは多くの比丘、ないしは1人の比丘のところに行って告白して受理されれば清浄となるという手続き方法は捨墮と同じである。

また「波羅提提舍尼罪」は複数の比丘あるいは1人の比丘に告白すれば即清浄となる。したがってこれには受理という条件がないから、「申告」すればそれで清浄となるということの意味する。捨墮あるいは波逸提は「申請」制度、波羅提提舍尼は「申告」制度と言い換えることができることは前述した。

いずれにしても捨墮、波逸提、波羅提提舍尼の処罰に関しては韃度部と直接に関連するところはない。またこれらの軽罪は自己申告によって罪が発生し、他からの告訴・告発は原則として認められていない。しかしながらこれらが常習的に行われるとか、確信犯的であるとかという場合には告訴・告発できる懲罰羯磨の制度が認められていることは上述のとおりであり、それは「小品第1・羯磨韃度」に説かれる。

(1) pp.259~267

[4-6] 「捨墮罪」の罪となる行為のうちの例えば第1条は、「比丘が衣時を終わり、迦絺那衣を捨し終わってからは、10日間を限って長衣を蓄えてもよい。もしそれを過ぎれば捨墮である」という規定であり、第2条は「比丘が衣時を終わり、迦絺那衣を捨し終わってからは1夜といえども三衣を離せば、サンガの認可を除き捨墮である」という規定であり、第3条は「比丘が衣時を終わり、迦絺那衣を捨し終わってからは、非時衣を得たら1ヵ月に限りその衣を蓄えてよい。それを過ぎれば捨墮である（要旨）」という規定である。

これらの条文のうち「迦絺那衣を捨し終わる」という「迦絺那衣」は「大品第7・迦絺那衣韃度」に定められており、これらはこの迦絺那衣に関する規定を下敷きにした条文である。迦絺那衣というのは、所有が許されている三種類の衣（三衣）だけでは非常時に困るので、そこで予備の衣をもつことができようにした措置であるが、これについては「モノグラフ」第17号（2012年5月）に掲載した【論文24】「迦絺那衣 (kaṭhina) の研究」を参照されたい。したがってこれらの条文もこの韃度が前提となっているわけである。

なお「衣時」というのは雨期の最後の1ヵ月間（前安居を住した場合は安居後の1ヵ月間。古代の中国暦でいえば7月16日から8月15日まで）のことであるが、これについては「波羅提木叉」の中にしか規定されていない。「大品第8・衣韃度」の中にふれられてもよいは

ずであるが、上手の手から水が漏れたのであろうか。ともかくこのように波羅提木叉と韃度は相互に密接に関係しあいながら、両々相俟って法律としての役割を果たしているのである。

なお『パーリ律』のみは「迦絺那衣韃度」が「衣韃度」より前に置かれているが、「衣韃度」は衣に関する基本規定であり、迦絺那衣はその例外規定であるから、したがって衣韃度のほうが迦絺那衣韃度よりも前に置かれてしかるべきであって、『パーリ律』についてはこれも上手の手から水が漏れたとしてよいであろう。

## [5] 捨墮以下の条文と韃度部の内容上の相関関係

波羅提木叉中の波羅夷、僧残などの重罪規定はまさしく刑法であり、一方韃度部の規定はサンガの運営規定が中心であるから、内容において重なるところは少ないのであるが、捨墮以下に定められるいわば「軽犯罪法」に相当するといつてよい衣・食・住の生活規定については韃度部と内容的な関連を有するところが多い。以下はこのような波羅提木叉と韃度部の内容上における相関関係について考察する。

[5-1] 衣服に関する例えば三衣の形状、作り方、染め方などの基本的な事柄は「大品第8・衣韃度」に規定されるが、比丘の波羅提木叉だけに限定していえば（衣に関する男女関係や欲望の制御などは除き、衣に直接関係するもののみ）、衣に関する規定は捨墮第24条、波逸提第58、90、91、92条にもある。

例えば波逸提の第58条は「新衣は三種壊色でなければならない。3種壊色とは、青色（*ñīla*）、泥色（*kaddama*）、黒褐色（*kāḷasāma*）をいう」という規定であるが、『パーリ律』「衣韃度」では「真青衣（*sabbanīlaka*）・真黄衣（*sabbapitaka*）・真赤衣（*sabbalohitaka*）・真茜色衣（*sabbamañjeṭṭhika*）・真黒衣（*sabbakaṇha*）・真紅藍色衣（*sabbamahāraṅgaratta*）・真紅葉色衣（*sabbamahānāmaratta*）を着ければ悪作」<sup>(1)</sup>とされており、互いに補完しあっているわけである。

また雨浴衣、覆瘡衣などは「大品第8・衣韃度」においてその所有が許されているのであるが<sup>(2)</sup>、その大きさは波逸提第90、91、92条に規定されている。

このように衣に関する「大品第8・衣韃度」の規定と波羅提木叉の規定は相補完しあう関係にあるとすることができる。

(1) *Vinaya* vol. I p.306

(2) *Vinaya* vol. I pp.292 以下

[5-2] 臥坐具に関する基本的な事項は「小品第6・臥坐具韃度」あるいは一部は「大品第5・皮革韃度」に規定されているのであるが、波羅提木叉の捨墮第11、12、13、14、15条、波逸提第87、88、89条なども臥坐具に関する規定である。

例えば捨墮第11条は「絹糸を交えた臥具（*kosiyamissaka santhata*）を作ってはならない」、第12条は「純黒の羊毛の臥具（*suddhakāḷakāna eḷakalomāna santhata*）を作ってはならない」という規定である。また波逸提第87条はベッド（*mañca*）あるいは椅子（*pīṭha*）

の足の長さの制限、第 88 条はその素材、第 89 条は坐具（*nisidana*）の大きさの制限に関する規定である。

このように臥坐具に関しても、「小品第 6・臥坐具韃度」や「小品第 5・皮革韃度」と波羅提木叉の上記のような規定は互いに補完する関係にあるわけである。

[5-3] 住居に関しても基本的には「小品第 6・臥坐具韃度」に規定されているが、比丘の波羅提木叉の僧残第 6、7 条、波逸提第 19 条などは住居に関する規定（作法に関するものは除く）である。

例えば僧残第 6 条は自ら請うて自分の房を作る時の房の大きさ、第 7 条は施主があつて自分のために大きな精舎（*mahallaka vihāra*）を作る時の場所の制限、波逸提第 19 条は大精舎に窓を作るときの作り方についての規則であり、このように住居に関しても「小品・第 6 臥坐具韃度」と波羅提木叉は相補完しあっているといふことができる。

[5-4] 資具に関しては基本的には「小品第 5・小事韃度」に規定されるのであるが、比丘の波羅提木叉の捨墮第 22 条、波逸提第 86 条にも規定されている。

例えば捨墮第 22 条は鉢が壊れた場合の新鉢の求め方、波逸提第 86 条は骨・牙・角製の針筒（*aṭṭhimaya, dantamaya, visāṇamaya sūcighara*）を禁止したものであつて、これらも韃度と波羅提木叉は補完しあっていることになる。

[5-5] 食に関する基本的な規定は「小品・第 6 藥韃度」に規定されているが、比丘の波羅提木叉にも波逸提第 37、38、39、41、51 条、波羅提提舍尼第 3 条などの規定（食に関する男女関係や欲望の制限、サンガ和合に関するものなどは除く）がある。

例えば波逸提第 37 条は非時食の禁止、第 38 条は食物の貯蔵の禁止、第 39 条は酥・生酥・油・蜜・砂糖・魚・肉・乳・酪などを請うて食することの禁止、第 41 条は外道から食物を得ることの禁止、第 51 条はスラー酒・メーラヤ酒を飲むことの禁止、波羅提提舍尼第 3 条は信仰心が強いために布施をしすぎて破産した家（学地認定の家）からは食を請うてはならないという規定である。しかし遊行してきた外來の客比丘たちはどの家が学地認定されているか判らないので、旧住比丘は客比丘にそれを教えなければならないと「小品第 8・儀法韃度」に定められている。

これらも韃度部と波羅提木叉が相補完しあっているわけである。

[5-6] またサンガの運営に関する規則は基本的に「韃度部」に規定されるのであるが、波羅提木叉にも波逸提の第 12、63、64、65、69、70、72、73、79、80、81 条にそれが見いだされる。

例えば波逸提第 12 条は「異語をなして他を悩ます」ことの禁止であるが、これは罪を犯してサンガの前で糾弾される時、他事を答えて紛らわそうとしたり、あるいは沈黙して処置を窮せしめようとするものの禁止であり、第 63 条は如法の裁決諍事を蒸し返すことの禁止、第 73 条は布薩の時に説かれる波羅提木叉を注意深く聞かないことの禁止、第 79 条は如法の

羯磨に委任状を出しながら後に不平を唱えることの禁止、第80条は羯磨中に委任を与えずに立ち去ることの禁止、第81条は和合サンガで衣を分配したのに後に不平をいうことの禁止である。これらはサンガが羯磨を行って諸事万般を決議することを前提とした規定である。

また第65条は知って20歳未満の者に具足戒を与えることの禁止であって、これは「小品第1・大犍度」にも定められていることであるが、このように受戒した者は受戒したことにならず、その和尚を波逸提に、これに参加した他の比丘たちを突吉羅とするという規定である。

なお第64条は知って他比丘の僉罪（波羅夷罪と僧残罪に相当する罪）を覆蔵することの禁止であるが、これは裁判制度を説く「小品第4・滅諍犍度」と密接に関連する。なお「刑事訴訟法」第239条の第1項では「何人でも、犯罪があると思料するときは告発をすることができる」とされているが、第2項では「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」とされている。これと同様に、比丘・比丘尼はサンガの羯磨に出席しなければならない、時には裁判官や検事などの役割を果たさなければならないのであるから、単なる市民ではなく官吏又は公吏に相当することになり、したがって告発の義務が課されているのである。

また第69条は世尊の法を誹謗する者と共住することの禁止、第70条は世尊の法を誹謗して滅擯された沙弥と事を共にすることの禁止であり、集団生活をする際のルールといてよいであろう。

これらも波羅提木叉と犍度部が互いに補完しあっているわけである。

なお以上のような事情は現在準備中の「パーリ・漢訳対照『律蔵』規定便覧」を見ていただければ一目瞭然なのであるが、残念ながらもう少し時日を必要とするのでもう少しお待ちいただきたい。

[5-7] 「衆学」はエチケットに関する規定であって主に個人的な面が強い。しかしサンガ内の集団生活上に求められるエチケットとしては「小品第8・儀法犍度」に記述されている。

例えば客比丘が僧院を訪れる時のエチケットや旧住比丘が客比丘を迎える時のエチケット、食堂とか浴場、大小便処のエチケットなどである。これらも相補完しあっているわけである。

[5-8] なお犍度部には、「小品第2・布薩犍度」「小品第3・入雨安居犍度」「小品第4・自恣犍度」「小品第9・遮説戒犍度」があり、これらはサンガの定例行事である布薩、雨安居、自恣などに関する規定であり、「釈尊教団」を存在させる大きな機能を有していることは先に記した。

一方波羅提木叉にも例えば、『パーリ律』波逸提第47条に「無病比丘は4月薬資具自恣請 (cātumāsapaccayapavāraṇā) = 4ヵ月間は、必要に応じていつでも施与したいという申し出 = を受けてよいが、それを過ぎてはならない。更請 (punapavāraṇā) ・常請 (niccapavāraṇā) を除く」という規定があり、この「四月薬資具自恣請」を『五分律』の因縁譚では四月安居の時、『十誦律』は夏四月とするから雨安居に関連した規定であると考

## 【1】律蔵の体系

えられる。このようにこれら定例行事に関する規定が「波羅提木叉」にも規定されている場合はないではないがごく少数であり、これらは犍度部の領域であったとすることができる。

[5-9] また犍度部には以上取り上げてきた犍度の外に、「小品第 11・五百犍度」「小品第 12・七百犍度」が含まれている。これらは釈尊入滅の時に、あるいは入滅後 100 年たった時に仏弟子たちが経蔵や律蔵を結集したことを記録したものであって、釈尊が定められたとされる律蔵の法体系とは直接関連しない。しかしこれもすべて律蔵のサンガ運営法にしたがってなされた実際例として編入されたものである。

## 小 結

以上のように律蔵は波羅提木叉も犍度部も非常に体系的に組織されており、それらは密接に関連しあい、かつ相補完しあっている。確かに波羅提木叉の各条文は随犯随制され、それに伴って犍度部も改変されたり、増広されたりしたのであろう。しかしこれらの規定にある体系までもが随犯随制されたとすることはできない。

以降の各章においてサンガの形成過程や受戒資格項目、波羅夷罪の 4 条の制定年などを考察するのであるが、むしろ律蔵の心臓ともいえるべきものはこの体系にあるということを念頭において進めていきたい。